

公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部
運営規程

目 次

運営規定	1
選考委員会規定	14
入会資格審査委員会規定	18
表彰取扱規定	35
慶弔規定	39
旅費規程	42

公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部
運営規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は公益社団法人全日本不動産協会（以下「本会」という）地方本部の組織及び運営に関する規則（以下「規則」という）第47条第2項及び神奈川県本部組織運営細則（以下「細則」という）第5条の規定に基づき、神奈川県本部（以下「当本部」という）の組織及び運営に関し必要な運営規程（以下「規程」という）を定めるものとする。

第2章 会員

(会費及び運営協力金)

第2条 本会定款施行規則第2条に定める入会金及び会費のほか、施行規則第2条第3項各号に掲げる会員が当本部に納入すべき会費及び運営協力金の額は次のとおりとする。

(1)	会費	主たる事務所	年額 15,000円
		従たる事務所 1か所につき	年額 6,000円

(2) 運営協力金

①県本部協力金	主たる事務所	300,000円
	従たる事務所 1か所につき	150,000円
②支部協力金	主たる事務所	400,000円
	従たる事務所 1か所につき	200,000円

(3) 全日本不動産関東流通センター

①入会金	正会員	主たる事務所	50,000円
		従たる事務所	30,000円

②会費	正会員	主たる事務所	年額 9,000円
		従たる事務所 1か所につき	年額 6,000円

【参考】

(参考1) 上記の他、定款施行規則第2条に定める入会金などは以下のとおりである。

① 公益社団法人全日本不動産協会

入会金	正会員	主たる事務所		150,000 円
		従たる事務所	1 か所につき	50,000 円
	賛助会員			50,000 円

会費	正会員	主たる事務所	年額	24,000 円
		従たる事務所	1 か所につき	年額 12,000 円
	賛助会員		1 口につき	年額 48,000 円

(参考2) 公益社団法人不動産保証協会神奈川県本部へ納付するものは以下のとおりである。

入会金	正会員	主たる事務所		130,000 円
		従たる事務所	1 か所につき	65,000 円
	賛助会員			40,000 円

会費	正会員	主たる事務所	年額	15,000 円
		従たる事務所	1 か所につき	年額 6,000 円
	賛助会員		1 口につき	年額 6,000 円

※上記により、入会時に徴収する入会金等の合計額は次のとおりである。

正会員	主たる事務所	1,693,000 円
	従たる事務所	1 か所につき 825,000 円

(ただし、上記の金額は4月入会の場合であり、保証協会諸費用及び弁済業務保証金分担金 600,000 円を含む。)

(本店の転入に係る事務所等調査費の徴収)

第3条 他地方本部に本店を置く会員が、当県本部に転入した場合には事務所等調査費用として、一律 100,000 円を当該会員から徴収する。

(特別会費)

第4条 当本部の運営のため、必要がある場合には、総会の議を経て、かつ本会の理事会の承認を得て特別会費を徴収することができる。

(支部交付金)

第5条 当本部は、支部運営費として次の交付金を交付する。

- | | | | | |
|-----|-----|------|---------------|-------------|
| (1) | 入会金 | 正会員 | 主たる事務所 | 30,000 円 |
| | | | 従たる事務所 1か所につき | 10,000 円 |
| | | 賛助会員 | | 10,000 円 |
| (2) | 会費 | 正会員 | 主たる事務所 | 年額 7,200 円 |
| | | | 従たる事務所 1か所につき | 年額 3,000 円 |
| | | 賛助会員 | | 年額 12,000 円 |

第3章 役員

(役員候補者の選出方法)

第6条 規則第22条第4項の規定に基づき、地方本部役員候補者の選出方法を以下のとおり定める。

- 2 各支部の理事及び監事の候補者の推薦数は理事会で定める。
- 3 支部は、正会員（主たる事務所）のうちから理事（支部長を含む）及び監事の適任者を定時総会開催日の20日前までに別に定める選考委員会に対し推薦する。
- 4 選考委員会は、定時総会開催日の10日前までに理事及び監事の候補者を選考の上、役員候補者名簿を作成し本部長に提出する。
- 5 細則第3条第3項の規定に基づき、本部長は当本部の業務の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の承認を経て2名以内の理事を推薦することができる。
- 6 新たに就任した役員は、就任と同時に本部長に次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 役員就任承諾書（様式第1号）
 - (2) 誓約書（様式第2号）
 - (3) 履歴書

7 就任した役員は、辞任と同時に本部長へ次の書類を提出しなければならない。
辞任届 (様式第3号)

8 役員の前選は前各項に従うものとする。

第4章 会議

(支部長・委員長会議)

第7条 本部長は、当本部の円滑な運営を図るため必要に応じ支部長・委員長会議を開催して次の事項を審議する。

- (1) 理事会に付議する事項
- (2) 支部長・委員長会議に委任された事項
- (3) 緊急重要な事項

ただし、次の理事会に報告しその承認を得なければならない。

2 会議の構成員は、本部長、副本部長、専務理事、支部長及び各委員長とする。

(運営会議)

第8条 本部長は、当本部の円滑な運営を図るために運営会議を開催し、当本部の事業の執行を円滑に行うために必要な事項を協議する。

2 会議の構成員は原則として、当本部から本会及び公益社団法人不動産保証協会の役員等として選出されている者とする。

(書面による議決権の行使)

第9条 規則第17条第1項の規定に基づき、定時総会、理事会、その他会議において、やむを得ない理由のため出席できない当該会議の構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

第5章 補助執行機関

(委員会の設置)

第10条 当本部の理事会の補助執行機関として、会務の円滑な運営を図るため委員会を設け所管事項を次のとおり定める。

- (1) 総務委員会
 - ① 委員会の運営に関する事項
 - ② 会議開催に関する事項
 - ③ 役員改選期における総会準備のための会議の開催に関する事項
 - ④ 会員の入会及び退会の手続きに関する事項
 - ⑤ 総本部及び各支部との連絡に関する事項
 - ⑥ 官公庁及び関係団体との連絡に関する事項
 - ⑦ 文書の起案及び他委員会の起案文書の審議並びに文書の保管に関する事項
 - ⑧ 事務局職員に関する事項
 - ⑨ 会員名簿の作成及び配布に関する事項
 - ⑩ 会員の管理に関する事項
 - ⑪ 慶弔及び疾病又は災害の見舞いに関する事項
 - ⑫ その他、他の委員会において所管しない事項

- (2) 組織委員会
 - ① 組織の充実強化に関する事項
 - ② 会員の親睦・交流に関する事項
 - ③ 業界団体との交流及び提携に関する事項

- (3) 広報委員会
 - ① 会報の発行に関する事項
 - ② その他組織の広報宣伝に関する事項

- (4) 財務委員会
 - ① 予算、決算に関する事項
 - ② 経理帳簿、伝票及び証拠書類の保管に関する事項
 - ③ 金銭出納に関する事項
 - ④ 会費の徴収及び交付金に関する事項
 - ⑤ 物品の購入及び在庫品の頒布に関する事項
 - ⑥ 財産管理に関する事項
 - ⑦ その他経理に関する事項

- (5) 流通委員会
 - ① 不動産流通機構に関する事項
 - ② 情報機器の調査研究及び紹介に関する事項

- ③ 不動産市場の調査及びその資料の公表に関する事項
 - ④ 不動産に関する統計資料の収集、作成及び公表に関する事項
 - ⑤ 不動産流通に関する研究会の開催に関する事項
 - ⑥ 全日不動産ローンに関する事項
 - ⑦ その他不動産流通の近代化に必要な事項
- (6) 教育研修委員会
- ① 会員及び従業者等の教育研修に関する事項
 - ② 実務指導に関する事項
 - ③ 新入会員の教育研修に関する事項
 - ④ 指導者研修に関する事項
 - ⑤ 研修会、講習会、講演会の企画及び他委員会との調整に関する事項
- (7) 綱紀委員会
- ① 定款、同施行規則及び規則違反者の処分に関する事項
 - ② 会員資格の喪失及び除名の審査に関する事項
 - ③ 会員の入会及び退会の審査に関する事項
 - ④ 法人会員の役員及び組織の変更等の審査に関する事項
 - ⑤ 役員の解任に関する事項
 - ⑥ 会費未納者に関する事項
- (8) 表彰者選考委員会
- ① 理事長表彰及び理事長感謝状の受賞候補者の上申に関する事項
 - ② 本部長表彰及び本部長感謝状の受賞候補者の選考に関する事項
 - ③ その他表彰に関する事項
- (9) 選考委員会
- ① 役員候補者の選考に関する事項
- (10) 組織活性化委員会
- ① 会員支援事業に関する事項
 - ② 会員の福利厚生に関する事項
 - ③ その他組織に関する事項
- (11) 公益事業推進委員会

- ① 消費者セミナーに関する事項
 - ② 消費者を対象とした不動産無料相談会に関する事項
 - ③ 宅地建物取引業法第 22 条の 2 に定める知事が指定する講習会に関する事項
 - ④ 開業セミナーに関する事項
 - ⑤ 川崎県民センターにおける相談事業に関する事項
 - ⑥ 地域貢献事業に関する事項
- 2 委員会の委員は、それぞれの活動を充足できる人員とし支部長・委員長会議で推薦された理事及び支部役員をもって構成する。
 - 3 委員会の委員長は、支部長・委員長会議で理事のうちから選任する。副委員長は委員会において互選する。
 - 4 委員会の委員長、副委員長及び委員は、本部長が委嘱する。
 - 5 委員の任期は、規則第 25 条の規定を準用する。

(特別の委員会)

第 11 条 当本部は、必要に応じ理事会の議を経て特別の委員会を置くことができる。

- 2 委員会の運営については、別に定める。
- 3 特別の委員会はその任務を終了したときに理事会の議を経て解散する。

第 6 章 支部

(支部)

第 12 条 当本部は規則第 1 条に定める事業を円滑に推進し、かつ会務運営に係る連絡調整を図るため、規則第 37 条及び細則第 4 条の規定により支部を置く。支部の組織及び運営に関し必要な事項は支部組織運営細則に定める。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 13 条 当本部の会務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。
- 3 事務局長及び職員は、有給とする。
- 4 事務局長は理事をもって充てることができる。
- 5 事務局長及び職員の任免は、理事会の議を経て本部長が行う。
- 6 前各項に定めるもののほか、事務局に関しては、別に定める。

(事務局業務等)

第 14 条 事務局に事務局長 1 名及び職員若干名を置く。

- 2 事務局は次の事項を処理する。
 - (1) 各委員会の運営についての庶務に関する事項
 - (2) 会議開催に関する事項
 - (3) 会員の入会及び退会に関する事項
 - (4) 総本部及び支部との連絡に関する事項
 - (5) 官公庁及び他団体との連絡に関する事項
 - (6) 物品の購入及び管理に関する事項
 - (7) 文書の起案及び発受信に関する事項
 - (8) 金銭の出納に関する事項
 - (9) その他、必要な事項
- 3 事務局長は前各号に関し、職員を指導監督する。

第 8 章 変更等

(規程の変更等)

第 15 条 この規程は理事会の決議により改廃する。

第 16 条 この規程は、定款、同施行規則、規則及び細則の規範の枠内においてその効力を存する。

- 2 この規程に定めのない事項については、定款、同施行規則、規則及び細則の規定による。

第9章 雑則

(規則等)

- 第17条 この規程に定めるもののほか、当本部の業務の運営上必要な規則は理事会の議を経て別に定める。

(旅費及び慶弔規定)

- 第18条 旅費並びに慶弔に関する規定は、理事会の議を経て別に定める。

(調整)

- 第19条 この規程の解釈に疑義を生じた場合は、当本部の理事会の解釈に従うものとする。

附則

(適用期日)

- この規程は理事会で議決された日以降、平成27年9月10日より適用するものとする。

様式第1号

公益社団法人 全日本不動産協会
神奈川県本部長殿

役員就任承諾書

私は、このたび公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部の役員に選任されましたので、その就任をここに承諾します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

様式第2号

公益社団法人 全日本不動産協会
神奈川県本部長殿

誓約書

私は、このたび公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部の役員に就任するにあたり、
定款、同施行規則及び神奈川県本部運営規程を遵守し、その職務を全うすることをここに誓
約します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

様式第3号

公益社団法人 全日本不動産協会
神奈川県本部長殿

辞任届

私は、このたび公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部の役員を辞任しますので、こ

こにお届けします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

選考委員会規定

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部運営規程第6条の規定に基づき選考委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 委員会は、公益社団法人全日本不動産協会地方本部の組織及び運営に関する規則第22条第1項の規定により総会において選任する理事及び監事（以下「役員」という）の選考を行いその候補者を選出することを職務とする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、各支部から選出された7名の委員をもって構成する。

(委員の選任)

第4条 委員は、役員改選期の3ヵ月前の理事会において理事の中から選任する。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 本部長及び監事は、委員となることができない。
- 4 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集しその議長となる。

- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数の同意がなければ議決することができない。
ただし、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 4 委員は、第2項に定める出席及び前項の議決について、他の委員に委任又は書面によって行うことはできない。

(委員会の運営方針)

第6条 委員会は、厳正公正な態度をもって職務にあたり次条に規定する役員としてふさわしい候補者の選出に努めなければならない。

- 2 委員自身が、本部長並びに監事の候補者として選考の対象になったときは、その選考に加わることができない。
- 3 会議は非公開とし、委員は選考の経過並びにその結果について他に漏らしてはならない。
- 4 何人も委員の行う選考に介入し、又は公正な選考に支障を及ぼす恐れのある行為をしてはならない。

(選考の基準)

第7条 役員候補者の選考基準は次の各号に定めるところによる。

- (1) 人格識見ともに優れ、社会的信用が高いこと。
- (2) 役員としての指導力があり、責任感が旺盛であること。
- (3) 理事会及び委員会等への出席状況が良好であること。
- (4) その他、会の秩序をみだす恐れがないこと。

(報告)

第8条 委員長は、委員会において役員候補者の選出を行ったときは、定時総会開催日の10日前までに役員候補者名簿を作成し本部長に提出しなければならない。

- 2 委員長は、定時総会において役員の選任が行われるときは、その選考経過を総会に報告しなければならない。

(雑則)

第9条 この規定は、理事会の承認を経た日から施行し、規定の改正は理事会で行う。

附 則

(施行期日)

この規定は平成5年12月1日から施行する。

平成11年 9月 9日 一部改正

平成23年12月 1日 一部改正

平成25年 4月 1日 一部改正

平成26年 3月14日 一部改正

入会資格審査委員会規定

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人全日本不動産協会地方本部の組織及び運営に関する規則第1条の目的を達成するため定款施行規則第1条の規定に基づき、当本部の発展に寄与する優良な会員が入会するよう入会手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種別及び資格)

第2条 当本部に入会して会員になろうとする者は、次の資格を有しなければならない。

- 1 正会員 神奈川県内に事務所を有する宅地建物取引業者
- 2 賛助会員 本会の目的及び事業を賛助し、又は後援する者

(関連組織への入会)

第3条 当本部に入会した正会員は、同時に次の組織に入会しなければならない。
また、賛助会員は次のうち(1)にのみ入会しなければならない。

- (1) 公益社団法人 不動産保証協会
- (2) 全日本不動産関東流通センター

(入会金等)

第4条 入会金等は定款施行規則及び運営規程の定めるところにより次のとおりとする。

- | | | |
|---------|--------|----------------|
| (1) 入会金 | | |
| 正会員 | 主たる事務所 | 150,000円 |
| | 従たる事務所 | 1カ所につき 50,000円 |
| 賛助会員 | | 50,000円 |

(2) 運営協力金			
①県本部協力金	主たる事務所		300,000円
	従たる事務所1ヵ所につき		150,000円
②支部協力金	主たる事務所		400,000円
	従たる事務所1ヵ所につき		200,000円
(3) 会費			
正会員	主たる事務所	年額	36,000円
	従たる事務所	1ヵ所につき	年額 18,000円
賛助会員		1口につき	年額 48,000円
(4) 不動産保証協会入会金			
正会員	主たる事務所		130,000円
	従たる事務所	1ヵ所につき	65,000円
賛助会員			40,000円
(5) 不動産保証協会会費			
正会員	主たる事務所	年額	15,000円
	従たる事務所	1ヵ所につき	年額 6,000円
賛助会員		1口につき	年額 6,000円
(6) 全日本不動産関東流通センター入会金			
正会員	主たる事務所		50,000円
	従たる事務所	1ヵ所につき	30,000円
(7) 全日本不動産関東流通センター会費			
正会員	主たる事務所	年額	12,000円
	従たる事務所	1ヵ所につき	年額 6,000円

(申込方法)

第5条 入会申込者は、次のいずれかの方法をとるものとする。

(1) 法人代表者の個人保証

入会申込者が法人の場合は代表者の個人保証を必要とする。ただし、上場企業等に関しては、個人保証を必要としないことができる。

- (2) 連帯保証人
 - ① 法人の場合
法人代表者の個人保証のほか、資産を有する第三者1名の連帯保証を必要とする。
 - ② 個人の場合
資産を有する第三者1名の連帯保証を必要とする。
- (3) 担保の提供
前項(1)及び(2)のいずれもない場合は、営業保証金相当額の資産担保の提供を求めることができる。
- (4) 既営業者(自己供託者)の入会申込の場合
前項のうち該当する項のほか、入会前の不動産取引による入会後の苦情、弁済業務の発生を防止するため営業保証金の還付状況を諸官庁に問い合わせ調査するとともに消費者との不動産取引による訴訟の有無を確認する。

(入会書類等)

第6条 当該所属支部長は当本部の会員になろうとする者から入会申込みがあったときには次の書類を提出させなければならない。

- (1) 入会申込書
- (2) 入会誓約書
- (3) 免許通知書の写し(新たに開業するもの)
- (4) 宅建業の免許証の写し、営業保証金供託書の写し(既に営業しているもの)
- (5) 免許申請書副本の写し
- (6) 代表者の顔写真
- (7) レインズ加入申込書
- (8) 弁済業務保証金分担金納付書
- (9) 保証人届 代表者個人の印鑑証明書
- (10) 確約書
- (11) ゼネット加入申込書
- (12) 個人情報取扱書面
- (13) その他必要と認める書類

(資格審査)

第7条 当該所属支部長は入会申込者から書類の提出を受けたときは、2週間以内に入会資格審査委員会の審査に付さなければならない。

2 支部長は、入会審査チェックリストに基づき、前項の審査の結果を適当と認めたときには、入会申込書、入会資格審査報告書及び関係書類を本部長に送付する。

3 別紙 1 入会審査チェックリスト

別紙 2 実態調査報告書

別紙 3 入会資格審査報告書

4 本部長は、前項の送付書類を審査し適当と認めたときには総本部に必要な書類を送付する。

5 支部長は、入会の適否について判断が付き難い場合には本部長に関係書類を添付して審査を要請することができる。

6 本部長は、支部長から前項の要請があった場合又は自ら必要と認めたときには、すみやかに入会資格審査委員会に諮り入会の適否を決定する。

7 入会資格審査委員会規定の適用を受ける者。

- ① 新規申請により宅地建物取引業の免許通知を受けた者
- ② 自己供託により宅地建物取引業を営んでいる者
- ③ 組織・代表者役員の変更等入会審査時の届出事項に重要な変更を生じた者
- ④ 他地方本部又は当本部の現所属支部から他支部管轄区域に転入する者
- ⑤ 他地方本部所属の大臣免許所有会員で当本部の支部管轄地域に従たる事務所を開設する者

8 入会資格審査基準要綱

別紙 4

(入会資格審査委員会)

第8条 入会審査の適正を期するために当本部に入会資格審査委員会を置く。

- 2 委員会は副本部長、専務理事、総務委員長、綱紀委員長、綱紀副委員長、綱紀委員、当該支部長で構成する。
- 3 委員会の委員長は綱紀委員長とする。
- 4 委員会の委員長及び委員の任期は第2項の役職期間とする。
- 5 委員長は委員会で審査された結果を本部長へ報告する。
- 6 本部長は委員会での審査結果を書面にて当該支部長に通知する。

(委員会の職務)

第9条 委員会は入会申込者の資格審査、再審査の適否を判断するため次の各号に掲げる事項を考慮において厳正にその職務を行う。

- (1) 入会申込者に対する面接は、代表者及び取引主任者に対して行い必要に応じ保証人も確認すること。
- (2) 書類審査のほか、すべての事務所調査を行うこと。
- (3) 役員構成、前歴、資産、経営状況について提出された書類に基づき聞き取り調査を行うこと。
- (4) 関係官公署及び関係機関における処分等の有無。
- (5) 入会前の苦情等の発生状況の有無。

(委員長の任務及び代理)

第10条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故あるときは、綱紀副委員長がその職務を代理する。

(定数及び議決)

第11条 委員会は委員の過半数の出席がなければ会議を開き審査をすることができない。

- 2 委員会の審査は出席委員の過半数をもって決し可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(入会決定の通知)

第12条 本部長は資格審査の結果入会を認めた者に対し支部長を通じ「入会資格承諾書」を交付する。

(秘密の保持)

第13条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(規程の改廃)

第14条 この規定の改廃を必要とするときは理事会の承認を経て行う。

附 則

(施行期日)

この規定は平成5年12月1日から施行する。

平成11年 9月 9日 一部改正

平成16年 5月21日 一部改正

平成19年 4月 1日 一部改正

平成21年 4月 1日 一部改正

平成22年 3月19日 一部改正

平成23年12月 1日 一部改正

平成25年 4月 1日 一部改正

平成26年 3月14日 一部改正

別紙1

入会審査チェックリスト

項 目	審 査 事 項	良 好	不 可	改 善 事 項
入会申込書	書類の記入・印漏れ			
	捨印の押印			
保証人届	書類の記入・印漏れ			
	証明書等は良いか			
分担金納付書	書類の記入・印漏れ			
入会誓約書	書類の記入・印漏れ			
レイズ申込書	書類の記入			
確 約 書	書類の記入・印漏れ			
ゼネット申込書	書類の記入			
個人情報取扱書面	書類の記入・印漏れ			
免 許 申 請 書	代表者の経歴等			
	取引主任者の確認			
	(住所地：主任者証等)			
	(勤務実態：社員名簿等)			
	従業員の記載			
	申請書類は良いか			
	会社の謄本の確認			
添付書類 そ の 他	免許通知書			
	印鑑証明書			
	代表者の顔写真			
	供託書の写し（注）			
	事務所調査は良いか			

年 月 日 実施 審査時間 会社名

(注)既に営業している場合

※ 審査支部長総合所見 _____

支部長

印

実態調査報告書

支部第 号

調査者	役 職 氏 名		印	
	役 職 氏 名		印	
申込者	事務所所在地 (ビル名)			
	商号又は名称			
	代表者氏名年令			
事業の実態	現に行っている 事業内容			
	将来予定している 事業の構想			
	宅地建物	占める割合	宅建業 % その他 % (%)	
		営業責任者		(才)
	取引	従業者数	取引主任者 名 従業者 男 名 女 名 計 名	
		主たる取引先 (提携業者)		
	業	業種区分	売買仲介 (A) 賃貸管理 (B) 建築 (C) 開発 (D) 総合 (E)	
		沿革及び 営業方針		
		業者間の 交友状況		
	事務所の設備状況	執務体制	机 椅子	
接客設備				
事務用機器				
掲示類		免許証 有・無 業者票 有・無 取引主任者合格証 有・無 報酬額表 有・無 看板(商号) 有・無		
		従業者台帳 有・無 証明書交付 有・無 主任者証 有・無		
取引台帳		売買 有・無 賃貸 有・無		
		媒介契約書類 有・無 売買・賃貸契約書類 有・無		
その他の書類	給与台帳 有・無 出勤簿 有・無			
その他特記すべき事項				

別紙2-2

		年 月 日 調査	年 月 日 審査	年 月 日 再調査			
総 合 所 見	副本・申込書の記載の正否	正否					
	賞罰の状況						
	代表者（事実上の代表者）の性格及び人物等						
	取引主任者の専任の状況及び性格、人物等						
	その他の役員の態度等						
	職場環境及び風評等						
	他団体加入状況						
	総合評価						
資格 審 査 報 告	委員長 印	適 不適 再調					
	委員 印	適 不適 再調					
	委員 印	適 不適 再調					
	委員 印	適 不適 再調					
	支部長 印	適 不適 再調	月 日適上申・本部審査申請				
再 調 査 報 告	印	判定					
	印						
	印						
決 裁	本部長	月 日	承認する 承認しない 再調査を命ずる	印	委員長	月 日	承認する 承認しない

別紙3

平成 年 月 日

入会資格審査報告書

公益社団法人 全日本不動産協会

神奈川県本部長 殿

支部

支部長

印

このたび入会申込がありましたので、神奈川県本部入会資格審査委員会規定に基づく審査結果を報告します。

免許番号	大臣	知事 ()	号
商号又は名称			
代表者氏名			
主たる事務所 所在地			
従たる事務所 所在地			
支 部 審 査 結 果			
県 本 部 所 見			

入会資格審査基準要綱

公益社団法人全日本不動産協会、公益社団法人不動産保証協会並びに全日本不動産関東流通センターの会員になろうとするものは、宅地建物取引業を営む事務所の所在地を管轄する当本部の当該所属支部に所要の書類等を添付して入会申込を行う。

当該支部長は入会資格審査委員会規定に基づき審査を実施しその適否を判断し意見を付して本部長に上申するものとする。

本部長はその意見に基づき入会の適否を判定するものとする。

(審査対象者)

第1条 入会資格審査の適用を受ける者は次のとおりとする。

- (1) 新規申請により宅地建物取引業の免許通知を受けた者
- (2) 自己供託により宅地建物取引業を営んでいる者
- (3) 組織・代表者役員の変更等入会資格審査時の届出事項に重要な変更を生じた者
- (4) 他地方本部又は当本部の現所属支部から他支部管轄地域に転入する者
- (5) 他地方本部所属の大臣免許所有会員で当本部の支部管轄地域に従たる事務所を開設する者

(入会申込者の代表者等の要件)

第2条 入会申込者の代表者、法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、肩書等の名称を有する者であるかを問わず同等以上の支配力を有するものと認める者を含む）政令で定める使用人等に、下記の各号の資格要件に該当しないこと。

- (1) 後見開始又は補助開始の審判を受けた者、破産者で復権を得ない者
- (2) 免許の申請前5年以内に宅地建物取引業に関して不正又は不誠実な行為を行

い宅地建物取引業に関して不正又は不誠実な行為を行う恐れが明らかな者

- (3) 「暴力団対策法」に違反し、又は暴力団に関係した者
- (4) 代表者が宅地建物取引業以外に行う事業、又はその業種名、役職名、所在地、事業内容に関する概要説明（経営状態の事項を含む）等の書類を提出しない場合（事業に関する概要説明書）
- (5) 代表者等が前項の業務に関して、取引の公正を害する行為をし、又は法令に違反して宅地建物取引業者として不適当であること
- (6) 宅地建物取引業を営んでいる者が入会申込をするときは、過去の業務内容により当該会員として不適当であること

（専任取引主任者等の要件）

第3条 専任取引主任者は次の各号に適合していることを必要とする。

- (1) 不動産取引の業務に関して、取引主任者としての実務と知識があり、関係者に損害を与え、又は公正を害する行為の可能性が少ないこと。
- (2) 宅地建物取引業免許申請日前5年間に、宅地建物取引業に関して不正又は著しく不当な行為がないこと。
- (3) 専任取引主任者が「名義貸し」又は「名義貸しの恐れ」がないこと。
- (4) 専任取引主任者等の人数は法定の人数以上を正しく配置されていること。
- (5) 入会資格審査時において、代表者と専任取引主任者が同一人物でないときは、翌年度すみやかに当該法人の決算書と専任取引主任者の源泉徴収票及び市民税決定通知書を当本部の当該支部事務局に提示するものとする。

(提出書類)

第4条 入会申込者は入会資格審査等に必要な書類を当本部の当該支部事務局に提出しなければならない。その際申込書類等は次の各号に違反してはならない。

- (1) 入会資格審査等に必要な書類若しくはその添付書類の中に重要な事項について虚偽の記載、若しくは重要な事実が欠けていないこと。
- (2) 入会資格審査委員会の指示により、指定期限内に上記の書類等に関しての不備を補正し、又は新たに要求された書類についてすみやかに提出すること。

(入会資格審査の面接)

第5条 入会申込者(代表権のある者)は指定の日時に専任取引主任者を帯同して入会資格審査の面接を受けるものとする。

- 2 面接の際、代表者は身元確認のための書類(運転免許証等)の提示をするものとする。
- 3 入会資格審査日に代表者又は、専任取引主任者が出席できない場合は、理由を明記した書面を事前に当本部の当該支部事務局に提出し、後日入会資格審査委員会の指定した日時に面接を受けなければならない。

(会費納付及び事業への参加)

第6条 当本部の会員となった者は、入会金、会費、賛助金等を所定の手続きにより一括納付するものとする。ただし、会費は当年度については月割り計算により納付する。

- 2 会員は法令、定款・規約・運営規程等を遵守し、県・当本部の当該支部の共催・主催する講習会、行事等に参加し協力するものとする。ただし、代表者がやむを得ない事情により参加できない場合は、社員（従業員）を参加させることができる。

(所属支部の変更)

第7条 会員が所属支部を変更する場合は現所属支部長を経て次の書類を当本部の当該支部長に提出し、審査を経て承認を受けなければならない。

- 1 提出書類は次による。

- (1) 移管届
- (2) 添付書類

入会申請日前3年間の「決算書」「講習会受講済証」の写し、その他必要書類。

- 2 代表者（代表権のある者）は専任取引主任者を帯同して面接を受けることを原則とする。

- 3 入会資格審査は「入会資格審査委員会規定」に準じて行うものとする。

(正会員に係わる資格変更等)

第8条 次の事由に基づく会員資格の変更は新入会に準じて取り扱うものとする。

- (1) 免許を受けたものが個人から法人に、法人から個人に組織変更する場合

- (2) 法人が正会員となった後に、重要な役員等の変更等、実態が変化したと見られる場合

(廃業の後に新規宅建免許の取得)

第9条 宅地建物取引業に関して、死亡、合併による消滅・破産、解散等をし、若しくは譲渡（以下廃業等の事業という）をした後に新規の宅地建物取引業免許を取得して当本部の会員になる場合は次の各号に適合しなければならない。

- 1 廃業等をした事業に代表者、役員（役員の範囲は第2条による）として、在籍し又は勤務した者がいる場合は次の事項を記載した書類を提出すること。

- (1) 名称及び住所
- (2) 免許番号、代表者名
- (3) 廃業等をした事業に関する事由説明
- (4) 廃業等をした年月日
- (5) 従事した役職又は職務

- 2 「廃業等届出書」の写しを添付のこと。

- 3 入会資格審査は「入会資格審査委員会規定」により行うものとする。

(事務所の調査等)

第10条 宅地建物取引業を行う事務所は下記の各項目に該当しなければならない。

- 1 当該地区長・副地区長による事務所調査と確認の結果が事務所として適格であり「実態調査報告書」の点検項目に適合していること。
- 2 入会申込書等に記載された所在の事務所及び電話は申込者本人が使用していること。
- 3 事務所の調査日には代表者（代表権のある者）及び専任取引主任者は必ず同席して調査に立会すること。

（秘密の保持義務）

第11条 入会資格審査委員会の委員は正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

（会員資格者・入会資格承諾証）

第12条 当本部の会員資格被承認者（以下「会員資格者」という）は、次の各号に適合した者でなければならない。ただし、会員資格者は所定の手続きを完了した後に会員となる。

- 1 当該所属支部の入会資格審査において、適格者と判断され、かつ、所属支部長が承認した者
- 2 当該所属支部長の上申により本部長の承認を得て「入会資格承諾書」の交付を受けた者

表彰取扱規定

(目的)

第1条 この規定は、当本部の活動並びに業務運営に関して、特に顕著な功労があると認められる会員（含む従業者）及び職員として功労があり若しくは成績が優秀であると認められる者に対して行う表彰について必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 功労章 会員及び職員として永年にわたり当本部の発展に多大の功労があり、他の模範と認められる者に対して授与する。
- (2) 功績章 会員及び職員として永年にわたり当本部の発展に多大な功労があると認められる者に対して授与する。
- (3) 賞状 当本部の業務活動上顕著な業績があると認められる支部に対して授与する。
- (4) 感謝状 平素から当本部の活動並びに運営に対し功労があると認められる者に対して授与する。

(副賞)

第3条 前条の表彰には副賞を付与することができる。

(表彰授与者)

第4条 表彰状・賞状並びに感謝状は、本部長が授与する。

(表彰の範囲)

第5条 会員並びに職員の表彰は、次の各号のいずれかに該当し特に功労があると認められる者に対して行う。

- (1) 永年にわたり当本部の役員として当本部の活動に寄与し功績があると認められる者
- (2) 永年にわたり当本部の会員として当本部の発展に功績があると認められる者
- (3) 会員の属する事業所に従業者として永年勤務し成績が良好と認められる者
- (4) 当本部職員として功労があり、若しくは成績が優秀であると認められる者
- (5) その他表彰に相当すると認められる者

(表彰の取りやめ)

第6条 表彰を受けるべき者が表彰前に刑事事件で起訴され又は宅地建物取引業法による所管庁の監督処分が付される等、表彰することが不相当と認められる事態が生じたときは表彰を取りやめるものとする。

- 2 地方本部の組織及び運営に関する規則第4条及び第5条の規定に抵触すると認められるとき。
- 3 その他、表彰することが適当でないとき。

(死亡又は退会・辞職時における表彰)

第7条 表彰を受けるべき者が表彰前に死亡又は退会・辞職したときは、生前又は退会・辞職時にさかのぼって表彰を行うものとする。

- 2 前項による死亡者の表彰にあたっては表彰状・感謝状並びに副賞はその遺族に交付する。

(上申手続き)

第8条 各支部長は第5条第1号から第3号に規定する功績があると認めるときは、意見を付して、すみやかに表彰の上申を行わなければならない。

- 2 本部長は表彰された者の功績が顕著な場合は、本会に対して会長表彰又は理事長表彰の上申を行うことができる。

(添付書類)

第9条 前条の規定による上申の場合、次の各号の書類を添付するものとする。

- (1) 調査報告書
- (2) 功績事実を証明する資料
- (3) 表彰を受けるべき者の身上及び勤務成績に関する書類

(表彰者選考委員会)

第10条 表彰の適正を期するため当本部の理事会に表彰者選考委員会(以下「委員会」という)を置く。

- 2 委員会は委員長・副委員長及び委員7名をもって組織する。
- 3 委員会の委員長及び委員の任期は理事会において定める。

(被表彰者の決定)

第11条 被表彰者については、委員会でこれを選考し本部長が決定する。

(委員長の任務及び代理)

第12条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代理する。

(定数及び議決)

第13条 委員会は、委員長及び委員4名以上の出席がなければ会議を開き審査することができない。

- 2 委員会の審査は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(表彰決定の通知)

第14条 本部長は上申された表彰が決定された場合は、通知書によりこれを本人に通知するものとする。

(規定の改廃)

第15条 この規定の改廃を必要とするときは、理事会の議を経て行う。

附 則

(施行期日)

この規定は、平成5年12月1日から施行する。

平成11年 9月 9日 一部改正

平成25年 4月 1日 一部改正

慶 弔 規 定

(適用)

第1条 当本部の慶弔に関する取り扱いは、本規定の定めるところによる。

(申請)

第2条 当本部で慶弔を行う必要が生じたときは、支部長は本部長に次の事項を申請するものとする。

- (1) 慶弔の内容及び事由発生年月日
- (2) 会員の氏名
- (3) 慶弔届出宛先及び日時
- (4) その他参考となる事項

(慶弔の種類)

第3条 慶弔の種類は次のとおりとする。

1 慶意を表す場合

叙勲、褒章を受けた者 祝金5万円及び祝電

2 弔意を表す場合

(1) 役員（顧問、相談役、理事、監事）

死亡の場合 香典3万円・花輪1基及び弔電

親族死亡の場合（配偶者、直系尊属）香典2万円・花輪1基及び弔電

(2) 会員

死亡の場合 香典2万円・花輪1基及び弔電

親族死亡の場合（配偶者、直系尊属）香典1万円及び弔電

(見舞金)

第4条 見舞金の種類は以下のとおりとする。

1 傷病見舞金

役員（顧問、相談役、理事、監事）が傷病等により14日以上、入院したときは見舞金として1万円を支給する。

2 災害見舞金

災害によって会員の事務所が損害を被った場合には所属支部長が本部長に申請の上、本部長が承認した額を支給するものとする。

(補則)

第5条 この規定に定める事項で調整を必要とする事項が生じた場合は、本部長が決定する。

(雑則)

第6条 この規定は、理事会の承認を得た日から施行し、規定の改正は理事会で行う。

附 則

(施行期日)

この規定は平成5年12月 1日から施行する。

平成11年 9月 9日 一部改正

平成17年 5月10日 一部改正

平成17年 9月15日 一部改正

旅 費 規 定

(目的)

第1条 この規定は、当本部の役員及び職員に対する旅費の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(出張命令)

第2条 役員及び職員が当本部の用務のため出張する場合には、事前に役員にあっては本部長、職員にあっては総務委員長の承認を受けなければならない。

2 出張の承認を受けた役員又は職員が出張した場合には、旅費（交通費・日当等）を支給する。

3 旅費を支給される役員又は職員の区分及び金額は、別表（1）～（2）に定めるところによる。

4 急行料金、特別急行料金、座席指定料金、寝台料金、車賃、船賃及び航空運賃については、出張命令者が用務の性質上必要と認めた場合にその実費を支給する。

(旅費の仮払い・清算)

第3条 出張者には、この規定に定める旅費を仮払いにより前渡しすることができる。

2 前項の仮払旅費は、出張後すみやかに清算しなければならない。

(調整)

第4条 出張命令者は、出張者がこの規定による旅費によって旅行することが当該旅行の特別な事情により又は当該旅行の性質上不適当な場合には出張命令者の決定した旅費を支給することができる。

(別途負担)

第5条 役員又は職員が他団体が主催する会議・研修会等に出席するため出張した場合、旅費が当該団体から支給されるときは、当本部から旅費は支給しない。ただし、当該団体から支給される旅費の金額が別表に定める金額に満たない場合には、当本部からその差額を支給する。

(雑則)

第6条 この規定は、理事会の承認を経た日から施行し規定の改正は理事会で行う。

附 則

(施行期日)

この規定は平成5年12月1日から施行する。

平成11年 9月 9日 一部改正

平成18年 4月 1日 一部改正

(1) 県内・近県（日帰り）

区分	旅費支給額	備考
役員	1. 理事会・支部長会・各委員会 (当本部事務局開催の場合) 5,000円 2. 1以外の県内・都内 5,000円 近県 (埼玉県・千葉県・茨城県) 10,000円	ただし、交通費実費が1,000円を超過する場合には、差額分を支給する。
職員	(1) 往復の交通費が1,999円以下の場合 実費 (2) 往復の旅費が2,000円以上の場合 実費+2,500円	

(2) 遠距離

区分	交通費	宿泊料金	日当	備考
役員	普通料金	20,000円	10,000円	
職員	普通料金	17,000円	5,000円	